平成２９年（フ）第２２７号
兵庫県宝塚市伊子志４丁目２番60―214号、前住所兵庫県宝塚市光明町２番２―106号
債務者　園山　厚志
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第９８号
愛媛県西条市港327番地、前住所愛媛県西条市喜多川786番地１　喜多川八丁貸家Ｈ号
債務者　藤田　美鈴
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１９０号
福岡県久留米市野中町632番地５
債務者　竹井　裕二
1　決定年月日時　平成29年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第３１号
福岡県八女市納楚625番地４　栗原アパート101号
債務者　山崎　佐知
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２６６号
宮崎市旭１丁目７番12号　エスポワール宮崎県庁通り305、前住所東京都大田区南馬込１丁目10番１―603号
債務者　日高　洋子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田1404番地３　間借家Ｂ棟
債務者　岩浅　士宜
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９０号
宮崎市日ノ出町94番地　坂田アパート102号、前住所宮崎市田代町116番地１　リーノ壱番館501号
債務者　川﨑　圭太
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第７５号
宮崎県都城市蔵原町９街区26号
債務者　村雲未知夫
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２９年（フ）第１０２号
福島市仲間町１番11号
債務者　大内　久子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１８７号
福井県あわら市下金屋第31号11番地46
債務者　薮　　憲嗣
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８８号
福井県あわら市下金屋第31号11番地46
債務者　薮　記三子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
福井市丸山２丁目605番地　ヴィラナチュール203号室
債務者　中野　英一
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４６号
長野県上伊那郡南箕輪村9556番地５　第３白沢荘　103号
債務者　小松　良平
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１０４号
山口県下関市豊浦町大字川棚3057番地
債務者　内田　孝夫
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
山口県下関市武久町１丁目18番12号　サンハイツ横岡　205号、前住所山口県下関市山の田東町７番39―307号　ベスタ山の田
債務者　杉廣　克彦
1　決定年月日時　平成29年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
山口県下関市関西町13番５号
債務者　有村　義昭
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係